

◎連続掲載／未来へのたすき

# いつ支払われるの、賠償金？

東京電力(株) (以下「東電」) からの自主的避難等に係る賠償金と、3地域(県南・会津・南会津地域)に対する県からの給付金の支払時期が明らかになりました。  
今月号では、賠償金および給付金の支払いに関する手続きの概要をお知らせします。



賠償金と給付金は別の手続きが必要で

自主的避難等に係る賠償金(以下「賠償金」と3地域への給付金(以下「給付金」)の支払いに関する手続きは、6月中旬に開始予定となります。賠償金の請求は東電に対して、給付金の申請は市に対して行うため、妊娠されていた方と18歳以下であった方は、東電と市それぞれに手続きが必要になります。具体的なスケジュールや詳細は、後日、回覧等でお知らせします。

賠償金支払いは6月下旬から、給付金は7月中旬から

賠償金の請求書類は、6月中旬に東電から郵送されます。給付金の申請書類は、市が6月下旬に郵送します。賠償金・給付金とも、書類に必要事項を記入し、返信用封筒で郵送または相談窓口へ提出してください。書類の受け付けから、2、3週間程度で、指定口座へ振り込まれます。

## 賠償相談窓口の開設



▲東電から届く書類(イメージ)

東電では、賠償を迅速かつ円滑に行うため、相談窓口を開設する予定です。窓口では請求書類の記入に関する相談と請求書類の受け付けを行います。

- **開設場所** 市役所本庁舎1階正面玄関ロビー
  - **開設日時** 6月中旬から／午前9時～午後5時(平日のみ)
- ※相談窓口には電話はありませんので、相談専用ダイヤルにお問い合わせください。また、東電郡山補償相談センター【白河相談窓口】(高山西162-21)でも相談を受け付けています。相談は日曜・祝日を除く午前9時から午後5時までです。

## よくある質問 Q&A



- **Q1、旅行等により白河市内に滞在していた場合は、賠償の対象となりますか？**  
⇒ 旅行、出張、帰郷、親戚宅への訪問(冠婚葬祭等)などの事情で、一時的に市内に滞在されていた場合は、対象とはなりません。平成23年3月11日(以下「基準日」)に生活の本拠となる居住が市内にあった18歳以下の方および妊娠されていた方が対象です。
- **Q2、基準日の翌日(平成23年3月12日)に市内へ転入した場合は、賠償の対象となりますか？**  
⇒ 基準日の翌日以降に転入された方は、対象とはなりません。
- **Q3、子どもを出産した場合は、子どもに対する賠償金以外に、妊婦としての賠償金も請求できますか？**  
⇒ 平成23年3月11日から12月31日の間に妊娠されて

いた方と、18歳以下であった方(平成4年3月12日から平成23年12月31日生まれの方)のそれぞれに20万円が支払われます。

妊娠されていた方は確認書類として、母子手帳のコピーか産婦人科等で発行される妊娠証明書等の添付が必要です。

■ **Q4、市内に住民登録を行っていなかった場合は、請求できますか？**

⇒ 基準日に生活の本拠となる居住が市内にあった18歳以下の方および妊娠されていた方は、請求できます。請求される方全員の本人確認書類(実際に住民登録をしている市町村の住民票)と、市内に生活の本拠としての居住があったことが分かる書類(住居の賃貸契約書のコピーまたは公共料金領収書の原本)を用意し、相談専用ダイヤル(☎0120-993-724)までお問い合わせください。後日、請求書が送付されます。

☎本庁舎放射線対策室 ☎@1111 内2187

## 県の給付金申請に関して

### 給付金申請手続きの概要

- **対象者** 平成23年3月11日の原発事故発生時、本市に生活の本拠としての住居があった方で、次の3つに分類されます。
  - ①平成23年3月11日～12月31日の間に妊娠されていた方
  - ②18歳以下であった方(平成4年3月12日～平成23年12月31日生まれの方)
  - ③①・②以外の方
- **給付金の額** ①・②の方は一人当たり10万円、③の方は一人当たり4万円
- **手続きの流れ** 6月下旬に市から申請に必要な書類が届きます。※申請手続きの詳細は、広報白河7月1日号でお知らせします。



## 東京電力(株)の賠償金請求に関して

### 賠償金請求手続きの概要

- **対象者** 平成23年3月11日の原発事故発生時、本市に生活の本拠としての住居があった方で、次の2つに分類されます。
  - ①平成23年3月11日～12月31日の間に妊娠されていた方
  - ②18歳以下であった方(平成4年3月12日～平成23年12月31日生まれの方)
- **賠償金の額** 一人当たり20万円
- **手続きの流れ** 6月中旬に東電から請求に必要な書類が届きます。
  - ※ **注意1** 書類は、18歳以下であった方がいる世帯に届きます。「妊娠されていた方」のみの世帯(同一世帯に18歳以下であった方がいない世帯)は自己申告が必要ですので、東電の【自主的避難等ご相談専用ダイヤル】☎0120-993-724(午前9時～午後9時)に連絡してください。後日、書類が届きます。

- ※ **注意2** 妊娠されていた方は、妊娠していたことが分かる書類(母子手帳のコピーなど)の提出が必要です。
- ⇒ 返信用封筒(書類に同封してあります)に必要な書類を入れ、郵送してください。相談窓口への提出も可能です。
- ⇒ 東電から書類の受け付けをお知らせする文書が届きます。
- ⇒ 受付から2、3週間程度で指定口座へ賠償金が振り込まれ、振り込みをお知らせする文書が届きます。
- ※ **住民登録されていない方** 平成23年3月11日時点で、本市に生活の本拠としての住居があった方で、住民登録されていなかった方は、東電の【自主的避難等ご相談専用ダイヤル】☎0120-993-724(午前9時～午後9時)に連絡してください。後日、書類が届きます。